

[論文]

歴史教育をめぐる政治の動きと「教育を受ける権利」

(憲法 26 条)

飯島 滋明

名古屋学院大学経済学部

要 旨

敗戦までの日本の「公教育」は、国のために尽くす臣民・皇民を生み出すための手段であった。ところが敗戦後、「日本国憲法」や「教育基本法」が制定されることで、公教育のあり方は質的転換を遂げた。権力者による思想注入の手段として「公教育」を利用することは否定され、「公教育」は個人の人格形成・成長のために行われるべきものとされた。最高裁判所も旭川学力テスト事件判決で「教育を受ける権利」（憲法 26 条）に関し、政府による思想注入は許されないと判示した。しかし日本の保守政治家は教育内容へ介入してきた。

キーワード：公教育，教育勅語，教育と学問の区別，教育を受ける権利（憲法 26 条），
旭川学力テスト事件最高裁判決

Political movement on education of history and right to education

Shigeaki IJIMA

Faculty of Economics
Nagoya Gakuin University

1. はじめに

最近、日本と韓国をめぐる関係は極めて悪化している。その主たる原因は、日本政府と韓国政府の歴史認識やその対応にある。「歴史」の問題は単に過去の問題で留まるのではなく、こうして現在にも重要な影響を及ぼす。「教育」の場面でも、実は「歴史」の問題は大きな争点となることも少なくない。教育に関しては、歴代政府の与党であった自民党はさまざまな形で、そして憲法問題を惹起する形で関わってきた¹。最近でも、「教育基本法改正」²、「教育勅語」³、「道徳の教科化」⁴など、教育に関わる問題が生じている。

ただ、本稿ではこうした問題すべてを論じるのではなく、歴史問題を中心とした最近の、とりわけ 1990 年代以降の政治的介入について、

¹ 戦後日本の公教育に対する自民党政府の問題については山崎政人『自民党と教育政策－教育委員会任命制から臨教審まで－』（岩波書店、1986年）、高橋哲哉『教育と国家』（講談社、2004年）等を参照。筆者が戦前・戦後の教育の概略を紹介した文献として、飯島滋明「教育政策はどうなるのでしょうか？」戦争をさせない1000人委員会編『すぐにわかる集団的自衛権ってなに？』（七ツ森書館、2014年）182-189頁。教科書をめぐる裁判についてもさまざまな優れた業績があるが『現代教育実践文庫 教育にとって教科書とは』（太郎次郎社、1982年）、森川金寿『教科書と裁判』（岩波書店、1990年）、家永三郎『「密室」検定の記録』（名著刊行社、1993年）、家永三郎『家永裁判対談集』（民衆社、1995年）等参照。とくに安倍晋三氏などの右翼政治家は「従軍慰安婦」「南京大虐殺」「集団自決」を目の敵にして、教科書からその削除を強固に主張していたが、その問題は本稿では扱わない。沖縄での集団自決に関する文献として、石山久男『教科書検定－沖縄戦「集団自決」問題から考える－』（岩波ブックレット、2008年）参照。

² 改正教基法の問題に関してもさまざまな優れた業績があるが、日本教育法学会年報『教育基本法体制の危機と教育法』（有斐閣、2007年）、子ども教科書全国ネット21編『「改正」基本法で教育は「再生」できるか』（学習の友社、2007年）等参照。

³ 教育勅語の問題については、日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』（世織書房、2018年）等参照。

⁴ 道徳と教科化については寺脇研『危ない道徳教科書』（宝島社、2018年）等参照。

「教育を受ける権利」の視点からその問題を論じる。

2. 敗戦までの日本の公教育制度と法的性質

「戦場の惨状は、私たちの脳裏を離れません。私たちに何の疑念も抱かせず、むしろ積極的に戦場に向かわせたあの時代の教育の恐ろしさを忘れてはいけません」。

上記文章は、沖縄の「ひめゆり平和祈念資料館」で配布される資料の文章の一部である。この文章にあるように、敗戦までの日本では、若い女性すら悲惨な戦争に積極的に協力させる「教育」がなされてきた。堀尾輝久東京大学名誉教授は敗戦までの日本の公教育について、「戦前の日本の教育は「忠君愛国」を中心とする国民道徳の形成を第一の課題とし、天皇が国民に与えた道徳訓としての「教育勅語」がその中心におかれていました。また「修身」（道徳）が筆頭課目とされ、国史・国語の教育と合わせて、日本の国体の「万国に冠たる」特色が強調され、国家主義的・軍国主義的価値観とともに、権威主義的な行動規範が教え込まれました。日本近代の歴史は、戦争につぐ戦争の歴史でもありますが、それに備える好戦的心性は、国民教育を通じて準備されたといってもよいのです⁵と述べている。公教育には「支配階級による思想注入」と「人間の人格形成・成長」という2つの役割が担われてきたが、敗戦までの日本では専ら「支配階級による思想注入」の手段として「公教育」が使われた。敗戦までの教育の中心は、いわゆる「教育勅語」であったが、その「教育勅語」では「我カ臣民クク忠ニクク孝ニ億兆

⁵ 堀尾輝久『教育入門』（岩波新書、2011年）75頁。

心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス（現代語訳：わが臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、国中のすべての者がみな心を一にして代々美風をつくりあげて来た。これが我が国柄の精髓であって、教育の基づくところもまた実にここにある）⁶とされていた。1937 年の『国体の本義』でも、「我が国の教育は……皇運を扶翼するのをその精神とする」とされていた。このように、敗戦までの日本の公教育は、「天皇や国のために尽くす国民」、良き「皇民」を育成するために行われた。1903 年には小学校の教科書が「国定制度」になることを皮切りにして、教科書は「国定教科書」になった。「国定教科書」も「国のために尽くすのは当然」という公教育のための手段であった。明治 23 年の「小学校令」以降、教育については天皇大権に基づく「独立命令」たる「勅令」（臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令）に依るものとされた（教育勅令主義）⁷。「学校には特別権力関係が成立」⁸していたのであり、子どもたちは校長や教員の統制に服するものとされた。「学問と教育の区別」が当然とされ、「教育内容は学

問的真理に基づくものではなく、国民道徳形成の観点から選択され、そのための真実の歪曲もまた当然視され」た⁹。「学問と教育の区別」は、「大逆事件」（1910 年）と「南北朝正閏問題」（1911 年）に端を発する「国民道徳運動の中で再確認され」¹⁰、「教育を国民道徳の形成の場として、学問と教育を区別する発想は、やがて、国民教育においては学問的眞実がゆがめられることも許されるとする発想へと道を開くこと」¹¹になった。そして「教育は学問と結びつものではなく、軍事と不可分に発想されていた」¹²。「愛国心」「忠君愛国」の思想を植え付けるために公教育が利用されたことと密接に関連するが、兵役、納税と並び教育は「国民の三大義務」とされた。その際、「子を就学させる親の義務は、「児童ニ対シテ負フニ非ズシテ国家ニ対シテ負ウ」ものとされた」¹³。ラードブルフは「ファシズムは、親の権利を否定し、家庭を、共同体（国家）の出店とするものだ」¹⁴と指摘しているが、「愛国心」「忠君愛国」といった「思想注入」に関しては、敗戦までの「家」制度も重要な役割を担わされた。

3. 「公教育」理念の転換

（1）公教育に関する法理念の転換

以上のような公教育のあり方は、敗戦を契機として質的転換を遂げた。1945 年 8 月 14 日、日本はポツダム宣言を受諾した。「ポツダム宣言」は日本に「軍国主義の排除」「民主主義の

⁶現代語訳は日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育』（世織書房、2018 年）28-29 頁に依拠した。

⁷兼子仁『法律学全集 16 教育法』（有斐閣、1987 年）137 頁。

⁸堀尾輝久・兼子仁『教育と人権』（岩波書店、1977 年）119 頁。「特別権力関係」とは、特別の公法上の原因（法律の規定または本人の同意）によって成立する、公権力と国民との間の特別な法律関係であり、①公権力は包括的な支配権（命令権、懲戒権）を有し、個々の場合には法律の根拠がなくても特別権力関係に属する市民を包括的に支配できること（法治主義の排除）、②公権力は、特別法律関係に属する私人の人権を法律の根拠なくして制限できること（人権の制限）、③特別権力関係内部における公権力の行為は原則として司法審査に服さないこと（司法審査の排除）をその内容とする。芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法第 7 版』（岩波書店、2020 年）106 頁。

⁹堀尾輝久 前掲注 5）文献 65-66 頁。

¹⁰堀尾輝久・兼子仁 前掲注 8）文献 113 頁。

¹¹堀尾輝久 前掲注 5）文献 65 頁。

¹²堀尾輝久 前掲注 5）文献 67 頁。

¹³堀尾輝久 前掲注 5）文献 74 頁。

¹⁴ラードブルフ著・野田良之・山田晟訳『社会主義の文化理論』（東京大学出版会、1961 年）。

強化及び復活」「言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重」などを要求していた。ポツダム宣言の受諾は、それまでの日本で行われていた、「軍国主義教育」「国家主義教育」の排除をもたらすものとなった。1945年10月11日、マッカーサーは「五大改革指令」を出し、「女性解放」「経済民主化」「王政撤廃」「労働組合の奨励」とともに「教育の民主化」を命じた。1945年末、GHQは教育に関して「4つの指令」を出した¹⁵。ただ、「この教育改革は、全く外からもたらされた占領政策にすぎないものではなく、…日本側の協同によって遂行されていた」¹⁶。「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」の制定・施行、そして教育基本法、学校教育法が施行（1947年3月31日）されたことで、権力者に従順な国民を育成するための公教育は法的には根本的に否定された。明治憲法時代には、教育に関する事項は「勅令」で定められた（「教育勅令主義」）。一方、日本国憲法は教育に関わる26条1項、2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、」と明記することで「教育勅令主義」を否定、教育に関する事項は「法律事項」とされた（教育法定主義）¹⁷。日本国憲法前文では、「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とされ、98条1項では「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、

命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とされたが（傍点は飯島による強調）、こうした文言があることで、「明治憲法や教育勅語の排除は決定的なものとなった」¹⁸。1948年6月19日の第2国会では、衆議院で「教育勅語等の排除に関する決議」、参議院で「教育勅語等の失効確認に関する決議」が出され、教育勅語、軍人勅諭などが教育の基本原則であることが否定された。

以上の内容を要約する。敗戦までの日本の「教育勅語体制」では、「公教育」は政府による思想注入の手段であり、忠君愛国思想を備え、権力者の命令で命を投げ出す個人という「鋳型」に子どもたちをはめ込むことが「公教育」の役割であった。

一方、敗戦後の「日本国憲法・教育基本法体制」の下での教育は、個人は絶えず成長できる存在であり、そうした個人の能力を引き出すことが「教育」の目的とされた。個人の人格を開花させ、その能力を引き出すためには、公権力による思想注入は禁じられる。

（2）教育を受ける権利の法的内容

憲法26条1項では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定められている。憲法26条1項で明記された、「教育を受ける権利」の内容については学説上、①国が学校制度その他の公教育制度の整備充実を図ること、また、実質的な教育の機会均等のために、例えば経済的事情から教育を受けられない者に対しては国が何らかの経済的援助を与えるべきという「経済的生存説」¹⁹、②国民主権の下で、

¹⁵ 4つの指令とは「日本教育制度に対する管理政策に関する覚書」（10月22日）、「教育および教育関係者の調査、適格審査・証明に関する覚書」（10月30日）、「国家神道・神社神道に対する政府の保証・支援・保全・監督及び交付の廃止に関する覚書」（12月15日）、「修身・日本歴史および地理の停止に関する覚書」（12月31日付）である。

¹⁶ 兼子仁 前掲注7) 文献 152-153頁。

¹⁷ 神田修・兼子仁編『ホーンブック 教育法』（北樹出版、1997年）26頁。広沢明『憲法と子どもの権利条約』（エイデル出版、1993年）137頁。

¹⁸ 堀尾輝久・兼子仁前掲注8) 文献 134頁。

¹⁹ はじめはこの見解が有力に唱えられていた。法学協会編『註解日本国憲法』（有斐閣、1964年）500頁は、

主権者たるにふさわしい国民を育成することを教育の任務とする「公民権説」²⁰、③発達可能な個人の学習する権利を保障したとする「学習権説」²¹、これら 3 つの見解が唱えられてきた。

学説上、上記 3 つの見解が唱えられてきたが、必ずしもそれぞれの学説が根本的に対立するものでもなく「教育を受ける権利」には上記 3 つの見解が含まれる。人間は自らの人格や能力を発展させることができる可能性を持つ存在である。そして「人間の自由や幸福は、豊かな知識と教養を前提にしてはじめて有意義に実現されるものであるから「幸福追求権」の保障は人がその選ぶところに従って適切な教育を受けることができるという権利と当然措置している」²²。個人の人格形成・能力発展の発展は「幸福追求権」（憲法 13 条）で保障されるが、そうした人格形成や能力発展、そして「社会において有意義な生活」²³のためには、国や自治体による教育制度の整備が必要であり、「教育を受ける権利とは、国家に対して合理的な教育制度と施設を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利を意味せざるを得ない」²⁴。そうした視点から、「教育を受ける権利」には「経済的生存説」の内容が含まれる。とりわけ能力があるにもかかわらず、経済的理由により「学習

の機会が奪われることがないように、国や自治体に学習制度の実現を求める権利が含まれる。教育を受ける権利のこうした内容は教育基本法でも明記され、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」（同法 4 条 1 項）とされている。教基法 4 条 3 項では「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とされ、4 条 2 項では「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とのように、障害を持つ人に関しての特別の規定も存在する。

そして日本国憲法の基本原理の一つである「国民主権」との関係でいえば「国民の学習権が国民主権と一体であり、前者は後者の実質を保障するものである」²⁵。「一国の暴政と国民の無知は分かちがたい関係にあった」²⁶のであり、「国民の知的権利、学習の権利が保障されていないなら、国民主権はその瞬間に無意味な、否、国民を欺瞞するイデオロギーに転化してしまう」²⁷。「基本的教育が広く普及することは……何よりも民主政治が成り立つための前提でもある」ので、「教育を受ける権利」の内容には「公民権説」も含まれる。

そして教育を受ける権利には「学習権説」の内容も含まれる。むしろ「教育を受ける権利」

「本条第 1 項は教育の機会均等を規定する。教育の機会均等とはその者の属する階級、父兄の経済的社会的地位等によって教育を受ける機会に差別をつけられぬこと、即ちより具体的に言えば「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない」（教育基本法 3 条）ことであり、それは法の下での平等という思想の教育の面における発現であるということが出来る」と指摘する。

²⁰ 永井憲一『憲法と教育基本権』（勁草書房）49 頁など。

²¹ 兼子仁 前掲注 7）文献など。

²² 佐藤幸治『現代法律学講座 5 憲法〔第三版〕』（青林書院、1996 年）626 頁。

²³ 芦部信喜著・高橋和之補訂 前掲注 8）文献 273 頁。

²⁴ 佐藤幸治 前掲注 22）文献 626 頁。

²⁵ 堀尾輝久・兼子仁 前掲注 8）文献 14 頁。

²⁶ 堀尾輝久・兼子仁 前掲注 8）文献 15 頁。

²⁷ 堀尾輝久・兼子仁 前掲注 8）文献 10 頁。

は「学習権説」が中心的な内容となる²⁸。最高裁判所も「この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有する」と判示している（「旭川学力テスト事件」最大判 1976年5月21日刑集30巻5号615頁）。繰り返しになるが、教育とは人格形成・能力発展のために行われる営みであり、「人格的接触を通じて人の潜在的資質を引き出す創造的作用」²⁹であることから、敗戦までの日本で行われていたような、思想注入のための、教育に対する国家的干渉は禁止される。最高裁判所も「自由かつ独立の人格として妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定上からも許されない」と判示している（「旭川学力テスト判決」最大判 1976年5月21日刑集30巻5号615頁）。「教育を受ける権利」の一内容としては「学習権説」も含まれ、国が教育内容について介入しないこと、特定の思想を植え付ける教育をしないこともその一内容となる。

（3）国際的な流れの中での「教育を受ける権利」

日本国憲法では「国際協調主義」も基本原理の一つとされる。「国際協調主義」は、たとえば98条2項では「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と明記されている。日本が国際的な約束を破り続け、アジアに戦争をもたらした反省を受け、「国際協調主義」が基本原理とされた。そして憲法98条2項や憲法前文から

すれば、日本は国際的な約束を誠実に遵守する憲法上の義務を負う。1948年の「世界人権宣言」26条1項1文では、「すべて人は、教育を受ける権利を有する」とされ、2項1文では「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない」と明記されている。「世界人権宣言」でも日本国憲法や教育基本法と同様、「教育を受ける権利」（Right to education）が明記され、その目的が「人格の完全な発展」（The full development of the human personality）や「人権及び基本的自由の尊重の強化」とされている。

「世界人権宣言」26条の「教育を受ける権利」に関して、ジャン・ピアジェは、「個人が自分の自由に行使できる可能性に応じて正常に発達する権利」であり、「個人の中にかくされていて、社会が掘りおこさなくてはならない可能性の重要な部分を失わせたり他の可能性を窒息させたりしないで、それらの可能性を何一つ破壊せず、だいなしにしないという義務をひきうけること」³⁰と述べている。ピアジェだけではなく、「教育を受ける権利は教員や学生が学問の自由を有している場合のみ享受されうる」、「教育を受ける権利は高等教育機関の自主性を要求する」³¹などとされている。こうして「教育の中立性と自主性の保障」は「教育を受ける権利の国際的動向において第二次世界大戦後に明らかにされた」³²。さらに「教育を受ける権利」は1966年の「経済的、社会的及び文化的権

³⁰ ジャン・ピアジェ「現在の世界における、教育を受ける権利」アンリ・ワロン、ジャン・ピアジェ著、竹内良知訳『ワロン＝ピアジェ教育論』（明治図書、2000年）157頁。

³¹ David Weissbrodt and Connie de la Vega., *International Human Rights Law an Introduction.*, University of Pennsylvania Press, 2007., P. 172.

³² 兼子仁 前掲注7) 文献101-102頁。

²⁸ 兼子仁 前掲注7) 文献など。

²⁹ 佐藤幸治 前掲注12) 文献626頁。

利に関する国際規約（いわゆる「社会権規約」、A 規約）13 条 1 項でも「この規約の締約国は、教育についてすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳について位の意識の十分な発達を志向し、並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する」と明記されている。「教育への権利は他の国際条約でも明記されている」³³のであり、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約、いわゆる「人種差別撤廃条約」5 条 (a) (5) では「教育及び訓練についての権利」に関する差別を禁止されている。女子差別撤廃条約 10 条、子どもの権利条約 28 条、29 条、「全ての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」などの条約で「教育を受ける権利」が保障されている。「国際協調主義」を基本原理とする日本国憲法の下では、日本は国際的にも承認されている「教育を受ける権利」を保障する憲法上の義務を負う。

4. 歴史教育をめぐる政治の動きとその結末³⁴

以上のように、「教育を受ける権利」は、「一方的な観念」「誤った知識」を植え付けることを禁止している。しかし現実には、歴代自民党政権はさまざまに教育内容に介入してきた。本稿では 1990 年代以降の歴史認識に関する介入について紹介する。

1995 年、村山内閣は近隣諸国への謝罪と反省を内容とする国会決議を行い、近隣諸国の不信感を払しょくしようとした。ところが自民党右翼が謝罪と反省を内容とする国会決議を阻止す

るための工作を行った。この工作の中心となったのが、「自民党靖国関係三協議会歴史検討委員会」であった。「自民党靖国関係三協議会歴史検討委員会」の事務局長は板垣正氏。彼は A 級戦犯として処刑された板垣征四郎の子である。「自民党靖国関係三協議会歴史検討委員会」の顧問は奥野誠亮であり、戦時中は内務省の特高官僚であった。そして板垣正や奥野誠亮が目をかけた若手政治家がいる。安倍晋三氏である。安倍晋三氏の祖父は、東京裁判の A 級戦犯容疑者として巣鴨プリズンに収監された岸信介氏である。板垣正氏や奥野誠亮氏は岸信介氏の孫である安倍晋三氏に目をかけた。そして「安倍晋三が事務局長となり組織したのが「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（教科書議連）である」³⁵。この時期、日本の歴史教科書に日本の加害・侵略の歴史が書かれるようになったが、そのことに危機感を抱いた安倍晋三氏たちは、日本の植民地支配と侵略を認めることを「自虐史観」と批判し、教科書攻撃を始めた。安倍晋三氏が組織した教科書議連を中心とした教科書攻撃の影響は徐々にあらわれ、中学校の歴史教科書からは「日本軍慰安婦」の記述が消えた。南京事件についても単に「多数の犠牲者が出た」と書かれるだけで、侵略や加害の記述が大きく後退した。

5. 海外でのアジア・太平洋戦争時の日本軍の行為への評価

以上のように、日本では安倍晋三氏等の行為によって、旧日本軍の行為、「日本軍慰安婦」、「南京大虐殺」などの旧日本軍の行為が教育の場で紹介されない状況が生じている。こうした

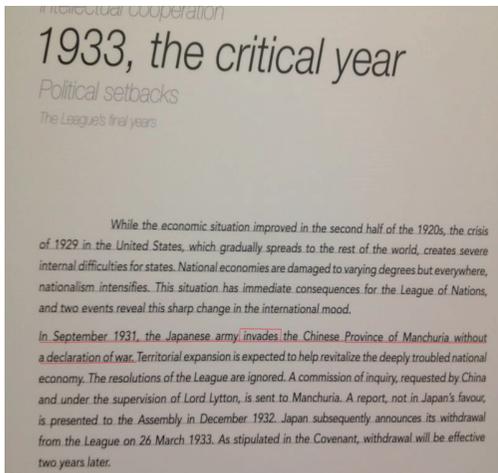
³³ David Weissbrodt and Connie de la Vega., op. cit., P. 172.

³⁴ 4 の記述は笠原十九司『南京事件論争史』（平凡社、2018 年）347-354 頁参照。

³⁵ 笠原十九司 前掲注 34) 文献 350 頁。

日本の教育状況をどう考えるか。その判断材料として、まずは海外での日本軍の評価を紹介する。

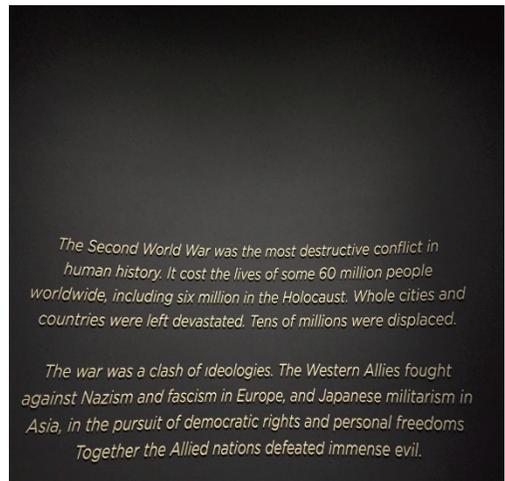
【写真1】はスイス・ジュネーブにある国連人権理事会に掲載されているパネルの一部である。この写真の下線部分には「1931年9月、日本軍は満洲地方を宣戦布告なしに武力侵略する」と記されている。第2次世界大戦がはじまるのは1939年9月にドイツがポーランドに侵略し、イギリスとフランスがドイツに宣戦布告した時とされることからすれば、日本はそれに先立つこと8年前、中国に対して侵略したことが国連人権理事会にある資料室で紹介されている。



【写真1】2014年、ジュネーブの国連人権理事会にて飯島撮影。

次に写真【2】を紹介する。これはオーストラリアの首都キャンベラにある国立戦争記念館の壁にある記載である。

一番下の文章では、「連合国軍とともに巨大な悪 (immense evil) を打ちのめした」と記されている。ここでいう「巨大な悪」とはドイツ、イタリア、そして日本のことである。この三国のなかで、オーストラリア本土を攻撃したのは日本だけである。そして「巨大な悪」と言われ



【写真2】2018年5月、オーストラリアの首都キャンベラにある国立戦争記念館にて飯島撮影。

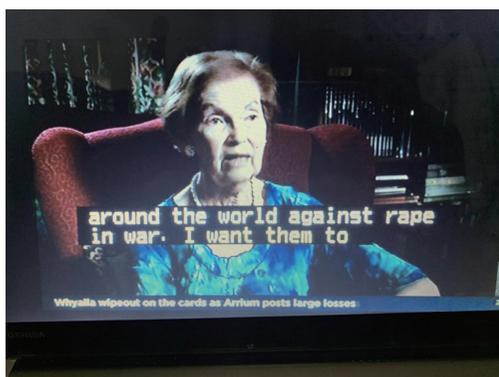
る日本軍の行為が国立の戦争記念館で紹介されている。

【写真3】では、「慰安婦のハンカチ」と記された展示がなされ、ジャン・ラフ・オハーン氏の紹介がされている。そしてこの展示の一番下の文書には「50年の沈黙という本の中で、彼女は日本軍が数万人の女性、とりわけ朝鮮半



【写真3】2018年5月、オーストラリア国立戦争記念館にて飯島撮影。

島や日本領のアジアの女性をどのように性奴隷として (as sex slaves) 活用したかを記している」と記されている。ジャン・ラフ・オハーン氏の本はオーストラリア国立戦争記念館の売店でも販売されている。ジャン・ラフ・オハーン氏の発言等はさまざまな場所で報道等がなされ、たとえば 2016 年 2 月、オーストラリアのダーウィンのテレビでも彼女の発言が紹介された(【写真 4、5】)。【写真 5】で紹介しているように、彼女は安倍氏等に謝罪を要求している。



【写真 4】2016 年 2 月、オーストラリアのダーウィンのホテルにて飯島撮影。



【写真 5】2016 年 2 月、オーストラリアのダーウィンのホテルにて飯島撮影。

キャンベラにある国立戦争記念館にはほかにも、アジア・太平洋戦争時における日本軍の行為が紹介されており、【写真 6】では日本軍に虐殺された、若い女性たちの写真が掲載され

ている。2018 年 5 月に私が調査に行った際には、なぜ殺されたのか等についての説明は記されていないが、2019 年 4 月 22 日、BBC は、日本兵が 21 人の女性を銃殺する前に彼女たちに性的暴行を加えていたこと、そしてオーストラリア軍の高官たちは、悲しみに暮れる遺族たちに、家族が強姦されていたという不名誉を与えたくないのためにその事実を秘密にしていたと報道をした³⁶。

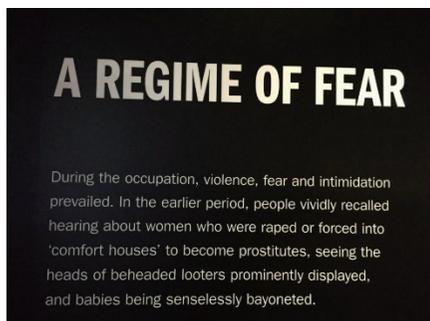


【写真 6】 バンカ島での虐殺。2018 年 5 月、オーストラリア国立戦争記念館にて飯島撮影。

つぎにシンガポールで日本軍の行為がどのように紹介されているかを紹介する。【写真 7】は、旧フォード博物館にある展示である。この展示にあるように、日本軍の占領は「恐怖の体制」とされている。【写真 7】を見て頂ければ

³⁶ BBC の報道に関しては Bangka Island: The WW2 massacre and a 'truth too awful to speak' - BBC News 参照。そこでは「1942 年、オーストラリアの看護師の集団が、BANCA 島の虐殺として知られるようになった事件で日本兵に虐殺された。そして現在、ある歴史家は、彼女たちは虐殺される前に性的に乱暴されたこと、そしてオーストラリア当局がそれを隠してきたことを示す証拠を収集した」(In 1942, a group of Australian nurses were murdered by Japanese soldiers in what came to be known as the Bangka Island massacre. Now, a historian has collated evidence indicating they were sexually assaulted beforehand - and that Australian authorities allegedly hushed it up.) と報道された。

わかつて思うが、「強姦」「慰安婦」「さらし首」「赤ちゃんを意味なく銃剣で突き刺す」といった行為が紹介されている。さすがにこの原稿では掲載しないが、「さらし首」の写真も展示されている。



【写真7】 シンガポールの旧フォード博物館にある展示。2018年2月，飯島撮影。

【写真8】は、ある意味ではおなじみかもしれない。後ろに見えるのが、シンガポールで有名な「マリーナ・ベイ・サンズホテル」である。その手前にある、細長い塔。この塔は「血債の塔」と言われる。日本軍がシンガポールを占領した際、約5万人の市民が日本軍により殺害された。その虐殺の慰霊碑であり、日本がシンガポールを占領した2月15日には大統領などが主催する式典が行われる。



【写真8】2017年9月，シンガポールにて飯島撮影。

【写真9】にあるように、1941年12月8日、日本が攻撃したのは真珠湾だけではない。日本軍はシンガポール、香港、フィリピンも空襲し、マレーシアには陸軍が上陸作戦を遂行した。マレーシアの首都、クアラルンプールでも日本軍の行動を紹介する博物館があり、そこでも「人々は悲劇（misery）を体験した」と紹介されている（【写真10】）。



【写真9】2018年2月，シンガポールの旧フォード博物館にて飯島撮影。



【写真10】2017年9月，マレーシアの首都クアラルンプールにある博物館にて飯島撮影。

6. 歴史教育への政治的介入をどう考えるか

（1）特定の歴史観の教育と「教育を受ける権利」

敗戦までの日本では、「国に尽くすのは日本人として当然」という「思想注入教育」が行われた。こうした教育が、国のために死ぬことを厭わない「臣民」「皇民」を生み出してきた。そうした教育は、権力者による戦争遂行を容易にした。日本国憲法で「教育を受ける権利」が保障された背景には、こうした公教育、思想注入教育を否定する意味があった。学説でも、「教育の中立性・自主性が教育を受ける権利の内容的・実質面をなす原理である」³⁷と主張されている。最高裁判所も「自由かつ独立の人格として妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されない」と判示している（「旭川学力テスト判決」最大判 1976 年 5 月 21 日刑集 30 卷 5 号 615 頁）。安倍晋三氏などの右翼政治家は、旧日本軍の非人道的行為を教科書に書かせないようにしたり、教科書に書かせても犠牲や被害を少なくするような活動をした。その結果、中学校の教科書には「従軍慰安婦」の記述がなくなる等の状況が生じた。「南京大虐殺はなかった」「従軍慰安婦は日本軍の強制ではない」などという主張がいかにも偏った主張であるかは、本稿第 5 章で紹介した、さまざまな国の歴史認識を見れば明確であろう。本稿では詳しく紹介することはしないが、旧日本兵もさまざまな形で非人道的行為

に加担したことを証言している³⁸。安倍晋三氏などの政治家の活動で旧日本軍の非人道的行為が紹介されないことは、最高裁判所の判示に依拠すれば、「自由かつ独立の人格として妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すこと」になり、「憲法 26 条、13 条の規定上からも許されない」。安倍氏などの右翼政治家が特定の歴史認識を教科書に書かせるように介入すること、あるいは国際社会での一般的見解、学会での通説的見解を書かせないように政治家が教育に介入することは、子どもたちから正確な歴史認識に接する機会を奪う行為と言わざるを得ず、「教育を受ける権利」を侵害する行為である。

（2）「平和を希求する人間の育成」（旧教基法前文）との関係

旧教基法前文では、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊重を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と明記されていた。現行教基法 1 条では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身とも

³⁷ 兼子仁 前掲注 7) 文献 102 頁。

³⁸ たとえば南京占領の際、日本兵による非人道的行為に関して、元日本兵自身らの聞き取りの内容に関して、松岡環編著『南京戦 閉ざされた記憶を尋ねて』（社会評論社、2002 年）、731 部隊に属して生体実験を行った元医師の証言として、湯浅謙『中国・山西省 日本軍生体解剖の記憶』（ケイ・アイ・メディア、2007 年）など。

に健康な国民の育成を期して行われなければならない」とされている。「教育」の目的の一つには「平和創造」が存在するが、そのためには「戦争」というものがどれほど酷いものか、「戦争」ではどれほど非人道的行為が公然と行われるかを正確に伝える必要がある。「戦争」の悲惨さ、戦争で行われた「非人道的行為」の現実を知ることで、「戦争は決してしてはいけないもの」という考えを育むことが可能になる。「戦争の悲惨さ」「戦争で行われた非人道的行為の現実」を教育することは、「戦争は、人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かねばならない (since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defences of peace must be constructed)」(ユネスコ憲章前文)に言う、「平和の砦を築く」とことと機軸を一にする。しかし、「日本軍慰安」などの非人道的行為について教育の場で教えず、南京事件に関してもその犠牲者数を教科書に記させないなど、犠牲者を少なく思わせることが可能となる教科書は、「平和を希求する人間の育成」(旧教基法前文)に資するのだろうか? 「戦争」の悲惨さを認識しない者ほど、軽々しく「戦争」を口にする。しかしいったん戦争が起これば、その悲惨さは目も当てられない。ましてや科学が格段に発展した現在、万が一、世界戦争という事態になれば、人類が生き残れるかどうかの悲劇すら想定される。日本国憲法の基本理念は「個人の尊厳」「基本的人権の尊重」だが、「戦争」は「個人の尊厳」「基本的人権の尊重」を根底から蹂躪する。そうした戦争を起こさせないためには、多くの市民に戦争の悲惨さを知らせる教育が必要になる。旧日本軍の非人道的行為を教育の場でもきちんと知らせないことは、「平和創造」

という観点からも極めて問題がある。

(3) 国際社会での活躍に資するか?

教育の目的には「社会において有意義な生活」を送ることがあると先に紹介した。「社会において有意義な生活」を送るためには、「他者」との無用な争いを生じさせないことが必要である。ここでいう「他者」には外国人も含まれる。現在、コロナ感染でその動きは止まっているが、ヒト・モノ・カネの動きはボーダレス化し、外国の人々との交流も今まで以上に盛んとなっている。そして本稿で紹介したように、日本軍性奴隷の事実および被害者の証言は世界のさまざまな場所で紹介されている。にもかかわらず、旧日本政府の侵略戦争の実態の知識を持たずに国際社会の場に躍り出たらどのような目に遭うか。たとえば2016年11月、樺坂46の衣装がナチスの服装と似ていることが国際的な批判を浴び、秋元康氏などが謝罪に追い込まれた。国際社会がどのような歴史認識をもっているか、どのように行動すべきかを正確に認識しないとどのような目に遭うかを示す例である。彼女たちは辛い思いをしたと思うし、本当にかわいそうだと思う。こうした目に遭わせた責任は、適切な歴史認識と国際社会の動向についての知識をもたず、彼女たちにそのような衣装を着させた大人たちにある。これから国際社会で活躍する若い人たちも、国際社会の歴史認識や動向などを知らないと、同様な批判と軋轢の中に置かれる可能性がある。今後、国際社会に進出する可能性を持つ子どもたちには、国際社会では日本軍の行為がどのように認識されているのかを紹介し、子どもたち自身の見解を深める機会を提供することが必要である。そうでなければ、子どもたちが国際社会に進出した際、外国の人々と不必要かつ不毛な摩擦を起こすことが危惧さ

れる。そして若者たちの「幸福追求権」（憲法 13 条）の実現が大いに阻害される可能性がある。

7. 結論

敗戦までの日本では、「公教育」は「教育勅語」を中心として、「国のために命を投げ出す臣民・皇民を生み出すための思想注入の手段」として利用された。しかし敗戦を契機にして日本国憲法が制定され、憲法理念を実現する教育法制として「教育基本法」が制定されるに及び、公教育の目的は法的には根本的転換を遂げた。公教育は国に従順な臣民・皇民を生み出す手段ではなく、個人の人格形成・成長のために行われるべきものとされた。そのため、国には教育制度の整備などが要請される一方、教育内容に関する国家的介入は「教育を受ける権利」の観点からは認められないものとされた。ところが自民党や歴代政府は教育内容に関する干渉を繰り返してきた。1990 年以降は、「従軍慰安婦」「南京事件」について教科書に書かせない、あるいは書かせてもその犠牲を少なく見せるような記述をさせる活動をしてきた。しかし、本稿

で紹介したように、国際社会ではアジア・太平洋戦争（1931 年～1945 年）の際の日本軍の非人道的行為が世界の多くの場所で紹介されている。

「従軍慰安婦」や「南京事件」の歴史を教育の場で教えないことが「平和を希求する人間の育成」にとってプラスになるのか。さらには今後、国際社会の場で活躍することも想定される、若い世代の人々の活動に支障が出ないと言えるのか。そして何より、旧日本軍の非人道的行為を紹介しない教育のあり方は、「一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利」であり、「自由かつ独立の人格として妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制」されない権利である「教育を受ける権利」を侵害する。「教育」は人間の人格形成や成長、人格形成や成長にとって極めて重要であることにも鑑み、私たちはとりわけ子どもたちに自国の歴史を——たとえそれが負の歴史であっても——正確に「教育」の場で伝える必要がある。